

令和3年第7回農業委員会議事録

開催通知年月日 令和3年7月13日
開催年月日 令和3年7月26日
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室
開会時刻宣告者 13時30分 事務局長 相馬 孝好
閉会時刻宣告者 13時50分 事務局長 相馬 孝好
会長 鈴木 誠 会長職務代理 櫻井 汪

○出席委員

農業委員

席次	氏名	席次	氏名
1	堀口 榮一	12	高田 幸好
2	井上ゆかり	13	鈴木 誠
4	久保田穂積		
5	櫻井 汪		農地利用最適化推進委員
6	須賀 勤	第1区域	中井 孝志
7	小埜 一博	第3区域	染野 亘志
8	山口 俊司	第4区域	齊藤喜久夫
9	染野 嘉明		
10	宮澤 史明		

○欠席委員

3	高橋 満	第2区域	野村 五郎
11	林 春政		

議事参与者 事務局長 相馬 孝好 主任 浅見 孝典
主任 野原 靖子

会議件名

- (1) 農地法第5条の規定による許可申請3件について
- (2) 非農地判定について
- (3) その他
 - ・次回委員会開催日程について

◎開 会

○事務局長 本日は、お忙しい中をご参集いただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから農業委員会総会を開会させていただきます。

(午後1時30分)

◎会長挨拶

○事務局長 初めに、鈴木会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長 皆さん、こんにちは。

台風が近づいているということで、8号があしたあたり、また心配なんですけれども、実際我々は、雨が欲しいですね。本当によく乾きました。風はちょっとあれなんですけれども、雨が本当にあればいいんじゃないかと思います。

また、コロナ禍の中で、オリンピックが盛んにやっております。これも一安心で、何とか成功させたいということでもあります。まだ暑い日がこれから続きますので、体に気をつけて、熱中症にならないように頑張っていきたいと思います。よろしくをお願いします。

○事務局長 ありがとうございました。

早速、会議に入らせていただきます。

◎議長選出

○事務局長 会議規則第4条の規定によりまして、鈴木会長に議長をお願いいたします。よろしくをお願いします。

◎開議の宣告

○議長 それでは、議長を務めさせていただきます。よろしくをお願いします。

ただいまの出席委員は11名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日、会議に欠席の届出がありましたので、報告いたします。林委員、高橋委員、野村推進委員の3名が欠席という連絡がありましたので、報告いたします。

◎議事録署名人の指名

○議長 議事録署名人を指名いたします。

11番、林春政委員が欠席でございますので、また高橋委員の番ですけれども、高橋委員も

欠席でございますので、4番、久保田穂積委員にしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。そのほか2番、井上ゆかり委員を指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ございませんので、異議なしと認めます。よって、議事録署名人に4番、久保田穂積委員、2番、井上ゆかり委員を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長 ここで諸般の報告をいたします。

6月29日、埼玉県農業会議の通常総会が開催され、書面にて議決権を行使いたしました。

◎農地法第5条の規定による許可申請3件について

○議長 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請3件について議題といたします。

農地法第5条、番号1、———氏所有の農地を———
———、———氏が太陽光発電施設の設置へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第1号 農地法第5条、番号1についてご説明いたします。

番号1、譲受人、住所・氏名、———、———
———さん。譲渡人、住所・氏名、———
———、———さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字野上下郷字———、地目は畑、面積は175平方メートルの1筆です。転用の目的は、太陽光発電施設の設置となります。権利の内容は、賃借権設定となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、——区内、小坂区公会堂から北東に約150メートルにある場所です。

次に、申請の事由ですが、地主様は旦那様と会社勤めをしている為、農業をすることができません。将来的にこの土地で農業をおこなう予定がありません。今回この土地が日当たり等の条件も良いことから———と賃借権で双方合意し、太陽光発電施設として申請するものです。ということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図もご覧ください。土地造成が、隣接の山林1筆を含め935平方メートルとなります。工作物は、太陽光パネル256枚です。

次に、資金計画は、

、ご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもない、その他の区域となります。

次に、農地の区分は、中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地と判断されます。

次に、その他は、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域にあり、認定外道路に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当区域推進委員、染野亘志委員の説明をお願いします。

○染野亘志委員 たしか20日だったですかね。浅見さんと現地へ行きました。太陽光をやるといふことなんですけれども、地主の方のところのどさ藪みたいなのところも太陽光をやるときれいになりますので、ぜひよろしいんじゃないかというふうに思いまして、全然問題ないというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長 染野亘志委員の説明が終わりました。

続いて、農業委員の説明をお願いします。

9番、染野嘉明委員の説明をお願いします。

○9番染野嘉明委員 では、説明いたします。

20日に事務局の浅見さんと現地を見に行きました。場所は、——区内、小坂区公会堂から北東に約150メートルほどのところ。申請地は、現在は地目は畑ですね。申請地の面積は175平方メートルですが、隣接は山林の所有者が同じですので、合計して太陽光発電施設の設置化計画です。申請の事由ですが、将来的にこの場所で農業を行う予定がないので、太陽光発電施設として申請しています。農地転用に関しましては、特に問題はないと思われまますので、審議のほどよろしくをお願いします。

○議長 染野嘉明委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

(発言する者なし)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

農地法第5条、番号2、———氏所有の農地を———
氏が社務所敷地拡張へ転用するための許可申請と、番号3、———氏所有の農地を———
———氏が参道・境内地敷地へ転用するための許可申請については、申請者が同一でありますので、続けて審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第1号 農地法第5条、番号2についてご説明いたします。

番号2、譲受人、住所・氏名、———、———
———さん。譲渡人、住所・氏名、———、———さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字井戸字———、地目は畑、面積は178平方メートルの1筆です。転用の目的は、社務所敷地拡張となります。権利の内容は、所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、———区内、申請人の———の社務所の南側にある場所です。

次に、申請の事由ですが、———の社務所が大字井戸字上葉原225番にあり、今回の譲渡人より申請土地（大字井戸字上葉原224番1）の所有権移転の合意が得られ、社務所管理のための駐車スペース及び車の転回スペース、また社務所来訪者待機場所として利用するスペースを確保するため敷地として拡張したいことから申請するものです。ということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図もご覧ください。土地造成が、178平方メートルとなります。

次に、資金計画は、———

_____、ご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもない、その他の区域となります。

次に、農地の区分は、中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地と判断されます。

次に、その他は、県立長瀬玉淀自然公園の第3種特別地域にあり、林道葉原線の認定外の道路に隣接敷地で接している農地です。

以上で説明を終わります。

議案第1号 農地法第5条、番号3についてご説明いたします。

番号3、譲受人、住所・氏名、_____、
_____さん。譲渡人、住所・氏名、_____、
_____さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字井戸字_____、地目は畑、面積は2,372平方メートルの1筆です。転用の目的は、参道・境内地敷地となります。権利の内容は、所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、_____区内、申請人の_____の南側にある場所です。

次に、申請の事由ですが、_____が大字井戸字上葉原1391番2に鎮座しております。また社務所は大字本野上字225番にあります。今回、譲渡人より申請土地（大字井戸字上葉原231番1）の所有権移転の合意を得られ、現在畑の中を縦断する参道の確保と、祭祀の場所としての境内地、及び神社ツツジ神苑の敷地として利用したいため申請するものです。ということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図もご覧ください。土地造成が、2,372平方メートルとなります。

次に、資金計画は、_____

_____、ご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもない、その他の区域となります。

次に、農地の区分は、中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地と判断されます。

次に、その他は、県立長瀬玉淀自然公園の第3種特別地域にあり、林道葉原線の認定外の道路に接している農地です。

以上で説明を終わります。

この後は、各委員さんに番号2、番号3の説明を併せて行っていただき、質疑応答後に順番に採決となります。

事務局の説明は以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当区域推進委員、齊藤喜久夫委員の説明をお願いします。

○齊藤喜久夫委員 7月20日午前中に現地確認を行わせていただきました。事務局の浅見さんと野原さん、それと農業委員の井上さんと私、4人で現地を確認させていただきました。

説明文書にあるとおり、——の隣地のところで、敷地を拡張するときには都合がいいところ、ただご承知のとおり山の中でございますので、傾斜地でございます。——で利用するのは都合がいいのかなと思います。

以上でございます。

○議長 担当区域推進委員の説明が終わりました。

続いて、農業委員の説明をお願いします。

2番、井上ゆかり委員の説明をお願いします。

○2番井上ゆかり委員 2番、井上です。

7月20日に事務局の野原さんと浅見さん、推進委員の齊藤さんと一緒に現地確認いたしました。先ほど推進委員の齊藤さんの説明のとおり、——の社務所の駐車場拡張と境内敷地内の利用をするということなので、問題はないと思いますので、ご審議のほうよろしくお願いいたします。

○議長 井上ゆかり委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

(発言する者なし)

○議長 質疑がございませんので、質疑はないと認めます。

以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

初めに、番号2は、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これ

にご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、番号2は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

続いて、番号3は、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、番号3は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

◎非農地判定について

○議長 続いて、議案第2号 非農地判定、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第2号 非農地判定についてご説明いたします。

非農地判定は、農地として再生困難と思われる土地について「農地」に該当するか否かを審議していただくものです。

農業委員会の役割としては、農地に該当するか否かについては、農業委員会が総会の議決により判断を行うこととされています。農業委員会が非農地判定を行うのは、夏に実施している利用状況調査で再生困難となった農地や、所有者から農地に該当しないことの証明を依頼された場合などに行います。

今回の場所は、土地所有者からの申出によるものです。

判断基準としては、土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、または、その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合には、「農地」に該当しないものと判断されます。

以上のことを踏まえまして、審議をお願いしたいと思います。

それでは、議案資料の説明をいたします。

番号1、所在地、大字井戸字—————、—————、地目は畑と田、農振はどちらも白地、面積は998、343の合計1,341平方メートルの2筆です。

下に案内図、公図がありますので、ご確認をお願いします。

場所は、岩根神社から西に約250メートルにある場所と南に約50メートルにある場所です。

下に現況写真が添付されておりますので、併せてご確認をお願いします。

本件は、所有者から農地に該当しないことの証明を依頼されたため、判定を行うものです。

現場につきましては、担当区域の推進委員さん、農業委員さんと現地確認を実施しました。

以上で説明を終わります。

この後は、各委員の説明と質疑応答後に採決となります。

事務局の説明は以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

続いて、担当区域推進委員、齊藤喜久夫委員の説明をお願いします。

○齊藤喜久夫委員 先ほど皆さんのところを回覧で回ったと思いますが、岩根神社は山の中腹にございまして、行くのには舗装された道路で行けますが、ここの非農地判定を求めているところは、昔の参道脇にある棚田のところでございます。現在、写真もつけてありましたが、雑木が大分茂ってきておりまして山林化しているという状況で、農地にはとても戻すには大変なところがございますので、やむなしかなと思っております。

以上でございます。

○議長 齊藤喜久夫委員の説明が終わりました。

続いて、農業委員の説明をお願いします。

2番、井上ゆかり委員の説明をお願いします。

○2番井上ゆかり委員 2番、井上です。

齊藤さんが先ほど説明したとおり、山の中で、ちょっともう畑には戻せない状態なので、よろしいかと思うんですが、ご審議のほうをお願いします。

○議長 井上ゆかり委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

(発言する者なし)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、非農地と判断することに決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。ご異

議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないものと認めます。

よって、本件は非農地と決定し、対象者には非農地通知書を、関係機関には一覧表を送付することに決定しました。

以上で議案の審議は終了いたしました。

◎その他

○議長 次に、その他でございますが、8月の委員会でございますが、8月の委員会は25日水曜日午後1時30分からとしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、25日水曜日午後1時30分からとしたいと思っております。

事務局から何かございますか。

○事務局 では、事務局から2点ほど、ご案内させていただきます。

先月の農地転用の状況なんですけれども、農地法の第5条が3件、令和3年7月16日で許可となりました。第4条の1件と第5条の1件については、今、県の審査で保留となっておりますので、許可がまだ出ていないような状況であります。

続きまして、お手元に通知の写しを置かせていただいているんですけれども、令和3年度の農業委員・農地利用最適化推進委員の研修会についてのご案内通知の写しを置かせていただいております。9月17日の金曜日にオンラインで開催される予定となっております。県内4か所の会場が各市町村で受講することになっておるんですけれども、長瀬町は役場の大会議室の調整がつかしましたので、そこで実施を予定しております。改めて8月の農業委員会のごときにご案内させていただきますので、よろしく申し上げます。

事務局からは以上となります。

○議長 以上で本日の予定した議題は終了いたしました。

これで議長の職を解かせていただきます。誠に協力ありがとうございました。

◎閉 会

○事務局長 委員の皆様には、慎重にご審議いただきまして、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、第7回農業委員会総会を閉会とさせていただきます。本日はどうもご

苦勞さまでございました。

(午後1時50分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

令和3年7月26日

議 長 鈴 木 誠

署名委員 井 上 ゆかり

署名委員 久保田 穂 積